



こころを動かす空間を  
つくりあげるために。

株式会社丹青社

# 第60回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2018年4月24日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 場所

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル3階  
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

ご来場の際は、本書と議決権行使書用紙  
をご持参ください。

## 株主のみなさまへ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。ここに第60回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

「空間創造のプロフェッショナル」として歩む丹青社は、豊かなアイデアとそれを具現化させる確かな技術とを柱に、これまでも時代を反映した数々の空間を形作ってきました。この2つの機能の相乗効果と補完関係を今後一層強め、お客さまの信頼に十二分にこたえられる空間づくりを目指します。発想力と具現化力という両輪にさらに磨きをかけ、研鑽を重ねながら、私たちはより良い空間の実現に挑み続けます。

株主のみなさまにおかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【目次】

■株主のみなさまへ	1
■第60回定時株主総会招集ご通知	3
■株主総会参考書類	
・第1号議案 剰余金処分の件	7
・第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件	8
・第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	13
■事業報告	18
■連結計算書類	40
■計算書類	43
■監査報告	46



Tanseisha



代表取締役社長  
高橋 貴志



## 経営理念

より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する

## 経営ビジョン

こころを動かす空間創造のプロフェッショナルであり続ける  
お客さまとともに、社員とともに、社会とともに、成長する

そこに集う人々に、感動や安らぎをもたらす空間。使い勝手がよく、事業の成功・発展に貢献し、お客さまの気持ちを満たす空間。丹青社は、空間づくりのプロフェッショナルとして、そんな「こころを動かす空間」をつくりあげます。

時代とともに、お客さまのニーズや社会から求められるものは変化していきます。私たちはそれらに対応するために、空間づくりのノウハウ、創造性に磨きをかけ、常に自らを成長・変革させます。

いつの時代もプロフェッショナルであり続けるために、お客さまや社会とともに考え、一緒に成長していく。そんな企業でありたいと考えます。



株主各位

証券コード 9743

2018年4月2日

東京都港区港南1丁目2番70号

**株式会社 丹青社**

代表取締役社長 **高橋 貴志**

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2018年4月23日（月）午後5時45分までに到着するようご送付ください。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、賛否をご入力のうえ、2018年4月23日（月）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	<b>2018年4月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）</b>
<b>2 場 所</b>	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階 (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第60期（2017年2月1日から2018年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第60期（2017年2月1日から2018年1月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件</li> <li>第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</li> </ol>
<b>4 議決権の行使等についてのご案内</b>	次頁記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎招集通知に添付すべき株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告は、7ページから49ページに記載のとおりです。ただし、以下の事項については、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tanseisha.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- 従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tanseisha.co.jp/ir/>) に修正内容を掲載してお知らせいたします。

# 議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2018年4月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル3階

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2018年4月23日（月曜日）午後5時45分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2018年4月23日（月曜日）午後5時45分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ ご不明な点がございましたら、次頁ヘルプデスクまでお問い合わせください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード\*、EZweb\*、Yahoo! \*ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）  
\* 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、T L S暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

### (2) インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 **0120-173-027**（通話料無料） 受付時間 午前9：00～午後9：00

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、長期的な観点に立ち資本の充実を勘案しながら、収益の状況に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 21円 (うち過去最高営業利益の更新に伴う記念配当2円) 総額 <b>1,010,268,609円</b> これにより、既にお支払いしております中間配当金(1株につき金15円)を加えた年間配当金は、1株につき金36円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年4月25日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 <b>1,000,000,000円</b>
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 <b>1,000,000,000円</b>

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任および報酬等については、「指名・報酬諮問委員会」に監査等委員である社外取締役3名全員が出席して意見を述べ、また常勤の監査等委員が候補者選定の方針のほか、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、監査等委員会において報告、協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任および報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	属性
1	あおた よしみつ 青田 嘉光	代表取締役会長	再任
2	たかはし たかし 高橋 貴志	代表取締役社長	再任
3	とくます てるひこ 徳増 照彦	取締役常務、デザイン担当	再任
4	とだか ひさゆき 戸高 久幸	取締役常務、経営企画、経営管理、グループ全般担当	再任
5	なかじま みのる 中島 実	取締役、文化施設事業担当	再任
6	こばやし おさむ 小林 統	取締役、商業その他施設事業担当	再任
7	しのはら いくのり 篠原 幾徳	取締役、チェーンストア事業担当	再任
8	もりなが ともお 森永 倫夫	取締役、制作担当	再任

**再任** 再任取締役候補者

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

あお た よし みつ  
**青田 嘉光** (1947年6月26日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1971年 4月	当社入社	2003年 4月	当社常務取締役公共空間事業部長
1997年 6月	当社取締役第1事業本部文化空間デザイン・推進センター長	2006年 4月	当社取締役専務
		2010年 2月	当社代表取締役社長
		2017年 4月	当社代表取締役会長 (現任)

### 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由

青田嘉光氏は当社入社以来、デザイン業務に従事し、部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広め、2010年に当社代表取締役社長に就任し、デザイナーの視点を活かして経営改革を実行いたしました。また、2017年に当社代表取締役会長に就任し、当社取締役会の監督機能の実効性の向上に努めております。同氏はディスプレイ業における豊富な業務経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社の株式数

161,855株

取締役在任年数

20年10ヶ月

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

2

たか はし たか し  
**高橋 貴志** (1955年9月9日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1974年 4月	当社入社	2013年 2月	当社取締役デザイン・制作全般および品質、技術、安全、協力会社担当
1999年 6月	当社執行役員制作統括部公共空間制作1部長	2015年 2月	当社取締役常務デザインおよび制作全般担当
2010年 4月	当社取締役執行役員商空間事業部プロダクト統括部長	2016年 2月	当社取締役副社長
		2017年 4月	当社代表取締役社長 (現任)

### 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由

高橋貴志氏は当社入社以来、制作業務に従事し、制作分野の部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広め、2017年に当社代表取締役社長に就任し、自身の経験を活かして事業の発展に努めております。同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社の株式数

126,867株

取締役在任年数

8年

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

3

とく ます てる ひこ  
**徳 増 照 彦** (1956年10月29日生)

再任

**[略歴、当社における地位および担当]**

1981年 4月	当社入社	2016年 2月	当社取締役常務デザイン担当
2010年 4月	当社執行役員商空間事業部第2開発統括部長	2018年 2月	当社取締役常務デザインセンター長、デザイン担当 (現任)
2012年 4月	当社取締役CS事業部長		
2015年 2月	当社取締役商業その他施設事業およびチェーンストア事業担当		

**[重要な兼職の状況]**

重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

徳増照彦氏は当社入社以来、商業その他施設事業の営業業務に従事し、部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、当社の商品価値の原動力であるデザイン分野の強化に取り組んでおります。同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数  
29,886株

取締役在任年数  
6年

取締役会出席状況  
13/15回



候補者番号

4

と だか ひさ ゆき  
**戸 高 久 幸** (1957年11月24日生)

再任

**[略歴、当社における地位および担当]**

1981年 4月	当社入社	2015年 4月	当社取締役経営企画、経営管理、事業管理、グループ全般担当
1999年 4月	当社経営企画室経営計画部長		
2008年 2月	当社経営企画統括部長		
2014年 2月	当社経営管理統括部長	2017年 2月	当社取締役常務経営企画、経営管理、グループ全般担当 (現任)

**[重要な兼職の状況]**

重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

戸高久幸氏は当社入社以来、経営企画部門において当社グループの管理業務に従事し、管理部門全体を統括する部門長を経て取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、当社グループ全体の管理業務の強化に取り組んでおります。同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数  
11,994株

取締役在任年数  
3年

取締役会出席状況  
15/15回



候補者番号

5

なかしま  
中島

みのる  
実

(1959年9月9日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1982年 4月	当社入社	2009年 2月	当社文化空間事業部副事業部長
2000年 4月	当社制作本部展示空間統括部 公共空間制作 2部長	2013年 2月	当社文化空間事業部長
2007年 4月	当社制作本部第3制作統括部長	2016年 4月	当社取締役文化空間事業部長、 文化施設事業担当（現任）

### 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由

中島実氏は当社入社以来、文化施設事業の制作業務に従事し、文化空間事業部長に就任した後、取締役就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、文化施設事業の強化に取り組んでおります。同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数

15,826株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

6

こばやし  
小林

おさむ  
統

(1959年6月19日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1984年 4月	当社入社	2011年 2月	当社CS事業部副事業部長
1999年 4月	当社営業本部第2営業統括部 第2営業部長	2015年 2月	当社CS事業部長
2006年 4月	当社営業本部第1IMC統括部長	2016年 4月	当社取締役CS事業部長、 商業その他施設事業担当
2008年 2月	当社IMC事業部長	2017年 2月	当社取締役商業その他施設事 業担当（現任）

### 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由

小林統氏は当社入社以来、営業業務に従事し、プロモーション分野を担当する部門長を経験し、CS事業部長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、商業その他施設事業の強化に取り組んでおります。同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数

15,276株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

14/15回



候補者番号

7

 しの はら いく のり  
**篠原 幾徳** (1962年1月21日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1987年 1月	当社入社	2012年 2月	当社SE事業部長
2002年 4月	当社SE事業部第2営業部長	2016年 4月	当社取締役SE事業部長、チェーンストア事業担当(現任)
2008年 2月	当社SE事業部第1PM統括部長		

### 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由

篠原幾徳氏は当社入社以来、営業業務に従事し、チェーンストア事業の立ち上げ当初から部門長を経験し、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、チェーンストア事業の強化に取り組んでおります。同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数

5,206株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

8

 もり なが とも お  
**森永 倫夫** (1963年4月9日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1986年 4月	当社入社	2017年 2月	当社安全・技術推進センター長
2006年 4月	当社第1制作統括部長	2017年 4月	当社取締役安全・技術推進センター長、制作担当
2008年 2月	当社IMC事業部副事業部長	2018年 2月	当社取締役テクニカルセンター長、制作担当(現任)
2013年 2月	当社CS事業部副事業部長		

### 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由

森永倫夫氏は当社入社以来、商業その他施設事業の制作業務に従事し、品質・安全を統括する部門の部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、制作体制の強化に努めております。同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数

8,686株

取締役在任年数

1年

取締役会出席状況

13/15回

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 所有する当社の株式数については、2018年1月31日現在の所有株式数を記載しております。

### 第3号議案

## 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	属性
1	かわはら ひでし 河原 秀司	取締役常勤監査等委員	再任
2	まつざき やすし 松崎 也寸志	社外取締役監査等委員	再任 社外 独立
3	はせがわ あきら 長谷川 明	社外取締役監査等委員	再任 社外 独立
4	にいじま ゆみこ 新島 由未子		新任 社外 独立

**再任** 再任取締役候補者  
**新任** 新任取締役候補者  
**社外** 社外取締役候補者  
**独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

かわ はら ひで し  
河原 秀司 (1955年8月31日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1995年 8月	当社入社	2014年 2月	当社経営企画統括部長
1996年 4月	当社経営統括部経理部長	2016年 4月	当社取締役【常勤監査等委員】
2006年 4月	当社業務改革推進室長		(現任)
2010年 2月	当社経営管理センター経営管理統括部長		

### 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由

河原秀司氏は当社入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、管理部門の部門長として当社グループ全体の財務・経理関連業務を統括した経験を活かして、監査等委員である取締役へ就任しております。  
監査等委員である取締役就任後は、自身の経験および知識を活かして、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に努めております。  
同氏は経営の監督および監査に関する豊富な経験と見識を有しているため、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数

17,525株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

2

まつ ざき や す し  
松崎 也寸志 (1953年1月24日生)

再任

社外

独立

### 【略歴、当社における地位および担当】

1978年 4月	国税庁入庁	2015年 4月	当社社外取締役
1985年 7月	稚内税務署長	2016年 4月	当社社外取締役【監査等委員】
1998年 7月	福岡国税局調査査察部長		(現任)
2003年 7月	国税庁課税部消費税室長	2017年 6月	公益財団法人全国法人会総連合専務理事 (現任)
2010年 6月	税理士資格取得		
2010年 7月	国税庁徴収部長		

### 【重要な兼職の状況】

公益財団法人全国法人会総連合専務理事

### 社外取締役候補者とした理由

松崎也寸志氏は行政分野における多様な経験に加え、税理士の資格を取得しており、財務および会計に関する高い見識を有しております。また、監査等委員である社外取締役就任後は、自身の経験および見識を活かして、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に努めております。  
同氏には、上記の経験と見識を当社の監査等に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社の株式数

3,338株

取締役在任年数

3年

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

3

は せ が わ あきら  
**長谷川 明** (1948年9月19日生)

再任

社外

独立

### 【略歴、当社における地位および担当】

1971年 4月	神田税務署入署	2008年 8月	税理士開業 (現任)
1993年 7月	沼津税務署副署長	2011年 4月	当社社外監査役
2002年 7月	鎌倉税務署長	2011年 6月	一般財団法人住総研監事 (現任)
2006年 7月	税務大学校副校長	2016年 4月	当社社外取締役【監査等委員】 (現任)
2007年 3月	金沢国税局長		

### 【重要な兼職の状況】

一般財団法人住総研監事

所有する当社の株式数

8,012株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

### 社外取締役候補者とした理由

長谷川明氏は、税理士として財務および会計に関する高い見識と経験を有しております。また、監査等委員である社外取締役就任後は、自身の経験および見識を活かして、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に努めております。

同氏には、上記の経験と見識を当社の監査等に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。



候補者番号

4

に い じ ま ゆ み こ  
**新島 由未子** (1981年2月12日生)

新任

社外

独立

### 【略歴、当社における地位および担当】

2008年 9月	司法試験合格
2009年12月	弁護士登録 (東京弁護士会)
2010年 1月	山田法律特許事務所入所 (現任)

### 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

所有する当社の株式数

—株

取締役在任年数

—年

取締役会出席状況

—回

### 社外取締役候補者とした理由

新島由未子氏は、弁護士として企業法務に関する高い見識と経験を有しております。今後、監査等委員である社外取締役の立場から経営に参画していただくことで、当社経営の監督機能および監査機能の向上ならびに当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献していただけることを期待して、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松崎也寸志、長谷川明、新島由未子の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 松崎也寸志氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 長谷川明氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 当社は河原秀司、松崎也寸志および長谷川明の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、新島由未子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、松崎也寸志および長谷川明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、新島由未子氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

## 【ご参考】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり「社外取締役の独立性基準」を定めております。

### 社外取締役の独立性基準（概要）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、下記の要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものとする。

1. 取締役就任時において、次の①～⑧のいずれかに該当する者
  - ① 当社の主要な株主（議決権保有割合10%以上の株主）またはその業務執行者
  - ② 当社の取引先であり、かつ、直近事業年度における当社との取引額が連結売上高の1%を超える取引先またはその業務執行者
  - ③ 当社を取引先とするものであり、かつ、直近事業年度における当社との取引額がそのものの年間売上高の1%を超えるものまたはその業務執行者
  - ④ 当社の資金調達において代替性が無い程度に依存している金融機関またはその業務執行者
  - ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーおよび従業員
  - ⑥ 当社から直前事業年度において1,000万円を超える寄附または助成を受けている組織の業務執行者
  - ⑦ 弁護士、公認会計士、税理士ならびに外部コンサルタントであって、当社が支給する役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を当社から得ている者
  - ⑧ 法律事務所、監査法人、税理士法人ならびに外部コンサルティングファームであって、その年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた先に所属する者
2. 過去10年間のいずれかの時点において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者
3. 当社の社外取締役としての在任期間が6年を超える者

以上

※ 「社外取締役の独立性基準」の全文につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tanseisha.co.jp/ir/governance>) に掲載しております。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2017年2月1日～2018年1月31日）における我が国経済は、企業収益や雇用情勢が改善していることや、個人消費が持ち直していること等から、緩やかな回復基調が継続しました。

当ディスプレイ業界の事業環境につきましては、企業の設備投資が緩やかに増加していることや、公共投資が底堅く推移していることもあり、堅調に推移しました。

このような状況のもと当グループは、中期経営計画（2016年1月期～2018年1月期）に基づき、安定・確実な成長を持続させるとともに、優れた価値創出で他を圧倒することを目標に、事業活動を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は751億56百万円（前連結会計年度比6.2%増）となり、営業利益は45億87百万円（前連結会計年度比16.7%増）、経常利益は47億41百万円（前連結会計年度比15.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は32億21百万円（前連結会計年度比22.7%増）となりました。

また、当連結会計年度の受注高は804億90百万円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。

(単位：百万円)

区分	第59期 (2016年度)	第60期 (2017年度)	増減額	増減率
売上高	70,781	75,156	4,374	6.2%
営業利益	3,929	4,587	658	16.7%
経常利益	4,115	4,741	625	15.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,626	3,221	595	22.7%

## 報告セグメント等の業績

### 商業その他施設事業

売上高 **44,202**百万円  
(前連結会計年度比2.3%増)

商業その他施設事業においては、市場環境は引き続き良好であり、大型の企業P R施設の他、ホテル、テーマパーク、オフィス等の新改装案件を多く手掛けたこと等から、売上高、営業利益ともに前連結会計年度を上回りました。この結果、商業その他施設事業の売上高は442億2百万円（前連結会計年度比2.3%増）、営業利益は25億39百万円（前連結会計年度比28.8%増）となりました。



ダブルツリーbyヒルトン那覇自里城(サングラスデザイン提供:南里里実栄)



### チェーンストア事業

売上高 **19,516**百万円  
(前連結会計年度比20.0%増)

チェーンストア事業においては、アパレル分野、飲食店分野、その他専門店分野ともに堅調に推移し、また、習熟度が高まり、収益性も維持したため、売上高、営業利益ともに前連結会計年度を上回りました。この結果、チェーンストア事業の売上高は195億16百万円（前連結会計年度比20.0%増）、営業利益は11億45百万円（前連結会計年度比19.8%増）となりました。



アシックスタイガー大阪心斎橋



## 文化施設事業

**売上高 10,792百万円**  
(前連結会計年度比0.9%増)

文化施設事業においては、各種博物館・科学館等の案件を多く手掛け、売上高は前連結会計年度を上回りましたが、収益性については及ばず、営業利益は前連結会計年度を下回りました。

この結果、文化施設事業の売上高は107億92百万円（前連結会計年度比0.9%増）、営業利益は6億94百万円（前連結会計年度比14.4%減）となりました。



静岡県富士山世界遺産センター

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



## その他

**売上高 645百万円**  
(前連結会計年度比5.7%増)

その他においては、ディスプレイ業以外の商業施設の運営管理、事務サービス等が堅調に推移し、売上高、営業利益ともに前連結会計年度を上回りました。この結果、その他の売上高は6億45百万円（前連結会計年度比5.7%増）、営業利益は2億5百万円（前連結会計年度比14.9%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における特筆すべき設備投資はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における特筆すべき資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用および所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復が期待されます。

当グループを取り巻く環境につきましても、人出不足に伴う外注コストの増加等が懸念されるものの、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた諸施設の整備や都市再開発案件の増加、観光立国を目指した需要の増加等、明るさも見られ、引き続き改善が期待されます。

当グループといたしましては、新たに策定した中期経営計画（2019年1月期～2021年1月期）に基づき、市場の活性化が見込まれる中期経営計画期間中の需要増加を確実に取り込むとともに、2020年以降の環境変化にも対応できるよう、引き続き、デザイン力の向上、生産基盤の強化、先端コンテンツ応用演出の強化、安全・高品質の追求、働き方改革および生産性の向上の5つのテーマに取り組み、持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

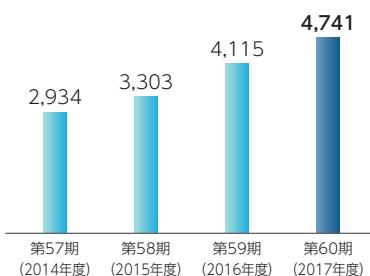
株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)



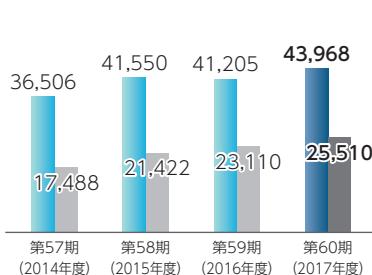
経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区分		第57期 (2014年度)	第58期 (2015年度)	第59期 (2016年度)	第60期 (当連結会計年度) (2017年度)
売上高	(百万円)	63,373	67,612	70,781	75,156
経常利益	(百万円)	2,934	3,303	4,115	4,741
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,936	4,379	2,626	3,221
1株当たり当期純利益	(円)	81.81	91.03	54.58	66.96
総資産	(百万円)	36,506	41,550	41,205	43,968
純資産	(百万円)	17,488	21,422	23,110	25,510
1株当たり純資産	(円)	363.46	445.28	480.37	530.28

(注) 当社は、2015年8月1日付(普通株式1株につき1.5株の割合)をもって株式分割を行っておりますが、第57期期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社丹青TDC	百万円 100	% 100.0	建築内装工事
株式会社丹青研究所	50	100.0	文化施設等の調査および研究
株式会社丹青ヒューマネット	70	100.0	労働者派遣ほかサービス
株式会社丹青ディスプレイ	50	100.0	展示内装工事
株式会社ティーアンドティー	100	100.0	商業施設の開発および運営管理
株式会社丹青ビジネス	40	100.0	事務サービス
株式会社JDN	20	100.0	インターネットを利用した情報提供サービス
丹青創藝設計諮詢（上海）有限公司	千米ドル 650	100.0	建築設計等のコンサルティング
北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司	千元 65,400	100.0	各種施設の設計および施工

(注) 2017年8月31日付で北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司の資本金を17,000千元から65,400千元に増資いたしました。

**(7) 主要な事業内容** (2018年1月31日現在)

当グループは、ディスプレイ業を主な事業とし、その事業を商業その他施設事業、チェーンストア事業、文化施設事業に区分し、さらにそれに関連して商業施設の運営・管理等の事業活動を展開しております。

事業区分		主要な事業内容	主要な施設等
ディスプレイ業	商業その他施設事業	商業施設全般（チェーンストア事業に係るものを除く）の内装（設計・施工）	百貨店、ショッピングセンター、各種専門店、飲食店、各種ショールーム、博覧会、見本市、展示会、オフィス、ホテル、アミューズメント施設等
	チェーンストア事業	チェーン展開型店舗施設等の内装（設計・施工）	ファストファッション店舗、ファストフード店舗、コンビニエンスストア等
	文化施設事業	博物館、美術館、科学館、企業ミュージアム等の展示・内装（設計・施工）	博物館、美術館、科学館、企業ミュージアム等
その他		商業施設の運営・管理、労働者派遣、事務機器等のレンタル・販売、インターネット情報サービス等	—

**(8) 主要な営業所** (2018年1月31日現在)

株式会社丹青社	本社	東京都港区港南1丁目2番70号
	支店	札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡
株式会社丹青TDC	本社	東京都港区
株式会社丹青研究所	本社	東京都港区
株式会社丹青ヒューマネット	本社	東京都港区
株式会社丹青ディスプレイ	本社	東京都渋谷区
株式会社ティーアンドティー	本社	東京都台東区
株式会社丹青ビジネス	本社	東京都港区
株式会社JDN	本社	東京都台東区
丹青創藝設計諮詢（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市
北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司	本社	中華人民共和国北京市

## (9) 従業員の状況 (2018年1月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,157名 (295名)	26名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

項目	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	750名	17名増	43歳 5ヵ月	16年 3ヵ月
女性	158名	25名増	35歳 8ヵ月	9年 11ヵ月
合計	908名 (286名)	42名増	42歳 1ヵ月	15年 2ヵ月

(注) 1. 従業員数には、当社からの出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先 (2018年1月31日現在)

該当事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

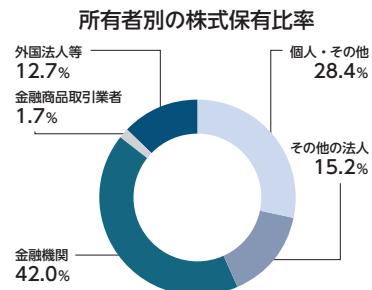
## 2 会社の株式に関する事項 (2018年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 187,200,000株

(2) 発行済株式の総数 48,424,071株  
(自己株式316,042株を含みます。)

(3) 株主数 6,297名

(4) 大株主



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,223	8.78
丹青社取引先持株会	2,484	5.16
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,219	4.61
株式会社三井住友銀行	2,004	4.17
第一生命保険株式会社	1,907	3.96
ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社	1,680	3.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,482	3.08
日本生命保険相互会社	1,446	3.01
株式会社みずほ銀行	1,202	2.50
丹青社従業員持株会	1,140	2.37

(注) 持株比率は、自己株式 (316,042株) を除いて算出しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2018年1月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	青 田 嘉 光	
代表取締役社長	高 橋 貴 志	
取締役常務	徳 増 照 彦	デザイン担当
取締役常務	戸 高 久 幸	経営企画、経営管理、グループ全般担当
取締役	中 島 実	文化施設事業担当
取締役	小 林 統	商業その他施設事業担当
取締役	篠 原 幾 徳	チェーンストア事業担当
取締役	森 永 倫 夫	制作担当
取締役 (常勤監査等委員)	河 原 秀 司	
社外取締役 (監査等委員)	松 崎 也 寸 志	公益財団法人全国法人会総連合専務理事
社外取締役 (監査等委員)	山 田 博 重	弁護士
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 明	税理士 一般財団法人住総研監事

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 松崎也寸志氏、山田博重氏および長谷川明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 松崎也寸志氏および長谷川明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 山田博重氏は、弁護士の資格を有しており、法律の見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために河原秀司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役 (監査等委員) 松崎也寸志氏、山田博重氏および長谷川明氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

## (2) 取締役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役（監査等委員を除く）	10名	278百万円	
取締役（監査等委員）	4名	39百万円	（うち社外取締役 3名 22百万円）
合計	14名	317百万円	

- (注) 1. 上記には、2017年4月25日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名を含めております。  
 2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。  
 3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第58回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただいております。  
 4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。  
 5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。  
 ・取締役（監査等委員を除く）8名 52百万円

### (ご参考)

#### 取締役の報酬等の決定方針等

##### (1) 基本方針

取締役の報酬等は、当グループの業績および企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給することを基本方針としております。

##### (2) 決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、固定報酬と業績連動報酬で構成しております。

固定報酬は、各取締役の役位に応じて、他社水準等を考慮したうえで報酬額を決定しております。

業績連動報酬は当事業年度の業績ならびに個人の業績評価に基づいて決定しております。

なお、報酬額の算定においては、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言を踏まえ、取締役会において決定しております。

##### (3) 監査等委員である取締役の報酬等の内容および決定方法

監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給しております。

報酬総額については株主総会で決定された限度額の範囲内で、会社の業績・収益状況を考慮して決定しております。また、報酬総額の各監査等委員である取締役への配分は、それぞれその職務に応じて算定し、監査等委員である取締役の協議において決定しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況および兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役（監査等委員）	松崎 也寸志	公益財団法人全国法人会総連合専務理事	特別な関係はありません
取締役（監査等委員）	山田 博重	弁護士	特別な関係はありません
取締役（監査等委員）	長谷川 明	税理士 一般財団法人住総研監事	特別な関係はありません

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役 （監査等委員）	松崎 也寸志	当事業年度に開催した取締役会15回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回のうち全てに出席し、監査結果に関する意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	山田 博重	当事業年度に開催した取締役会15回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回のうち全てに出席し、監査結果に関する意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	長谷川 明	当事業年度に開催した取締役会15回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回のうち全てに出席し、監査結果に関する意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を遂行するにつき善意かつ重大な過失がないときは、1,000万円と法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を責任限度額とする旨の契約を締結しております。

## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額に同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社である丹青創藝設計諮詢（上海）有限公司および北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社取締役会の決議した上記体制は、次のとおりです。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守はもとより、社会規範を尊重し、良識と責任をもって企業活動を行うため、「丹青グループ行動基準」を定め、当社ならびに各グループ会社の取締役および使用人はこれに従う。
- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制については、「コンプライアンス基本規程」に従うものとし、代表取締役が当社および各グループ会社におけるコンプライアンス・プログラム遂行の最終的な権限と責任を有し、コンプライアンス担当取締役が代表取締役を補佐する。
- ③ コンプライアンスに関する教育、研修を継続的に実施し、取締役および使用人の法令遵守等に対する意識を高め、企業倫理の確立をはかる。
- ④ 内部通報制度を設け、法令違反等の未然防止と早期発見に努めるとともに、法令違反等が発生した場合は、迅速かつ適切に対処する。
- ⑤ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、総務部を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の指導を仰ぎながら、適切に対処する。
- ⑥ 財務報告制度に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存および管理に関する体制として、「取締役の職務執行情報管理規程」を設け、これに従うものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理について「リスクマネジメント基本方針」を定めるとともに、損失の危険の管理に関する規程として「損失危険管理規程」を設け、当該体制について、これに従うものとする。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性および迅速性の確保とのバランスの維持に努め、問題発生時には、取締役会の決議に従うものとする。

内部統制システムと取締役の職務執行の効率性・迅速性を確保するため、内部統制システムの各担当者と職務執行行為を行う各取締役は、それぞれの職務において、問題が発生した場合、直ちに、当該事態を取締役会へ報告し、その解決を取締役会に委ねるものとする。

## (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、「子会社管理規程」に従い、定期的に各グループ会社から経営状況、財務状況およびその他の重要事項について報告を受ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、グループ全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント基本方針」に従い、各グループ会社と連携して、リスク管理体制を整備する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、各グループ会社においても、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性および迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社と各グループ会社は、連携してコンプライアンス・プログラムを遂行する。

## (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会から要求のあった監査等委員会の職務補助者について、監査等委員会の職務の補助を行う部門を設置し、若干名の使用人を配置する。

監査等委員会の職務補助者の任命および解任は、当社の使用人の中から取締役会が行う。ただし、監査等委員会の同意を必要とする。

監査等委員会の職務補助者は、他の職務の兼任を妨げられないものとする。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容の変更要求があった場合には、合理的理由のない限り、職務補助者の兼任職務の内容を変更しなければならない。

## (7) 監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社および各グループ会社は、監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人が業務を円滑に遂行できるよう協力する。
- ② 監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人は、監査等委員に同行し取締役会その他の重要会議に出席することができる。

## **(8) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制**

- ① 当社の取締役および使用人は、監査等委員会に対して、定期的の下記事項を報告する。
  - イ. 当社および各グループ会社の内部統制に関わる部門の活動概要
  - ロ. 各グループ会社の監査役の活動状況
  - ハ. 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - ニ. 内部通報制度の運用および通報の内容
- ② 監査等委員会への直接の報告が必要であると思われるときは、当社の取締役および使用人ならびに各グループ会社の取締役および使用人等は、直ちに、当社の監査等委員会に報告をする。

## **(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社および各グループ会社は、監査等委員会へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

## **(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。

## **(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

内部統制に関わる部門は、監査等委員会あるいは会計監査人から照会があった場合、調査に時間を要するものを除き、直ちに当該照会に対して回答しなければならない。

直ちに照会への回答をすることができない場合、その理由を照会した監査等委員会あるいは会計監査人に通知しなければならない。

内部統制に関わる部門は、監査等委員会あるいは会計監査人から要求のあった場合、内部統制システムの運用状況を含めた活動概要を報告しなければならない。

## 上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。上記各体制の整備および運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

### コンプライアンス体制

「丹青グループ行動基準」や「コンプライアンス基本規程」等の社内規程を整備するとともに、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するため、当社グループの従業員を対象としたコンプライアンス研修を定期的実施しております。また、当社の内部通報制度についても周知活動を継続しております。

### 損失の危険の管理に関する体制

「リスクマネジメント基本方針」や「損失危険管理規程」等の社内規程を整備するとともに、リスク・コンプライアンス委員会のもとで、当社グループの事業活動における主要なリスクに対する管理体制の検証および見直しをはかっております。

### 企業集団における業務の適正を確保する体制

子会社の管理に関する諸規程を整備するとともに、当社および各グループ会社の役職員で構成される子会社会議を定期的開催し、重要事項の報告を受けるとともに、各グループ会社の経営計画の進捗状況等を確認しております。

### 監査に関する体制

内部監査については独立した内部監査部門が内部監査計画に基づき、業務監査、会計監査、子会社監査を実施しております。

また、監査等委員会の監査については、監査等委員会において定めた監査計画に基づき、内部監査部門と連携し、監査の実効性と効率性を高めております。

なお、監査等委員会の監査が効率的に行われるよう、専任の監査等委員会の職務補助者を1名配置しております。

## **7 株式会社の支配に関する基本方針**

### **(1) 基本方針の内容**

当社グループは、「より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する」ことを経営理念とし、人と人、人とモノ、人と情報が行き交う空間を「社会交流空間」ととらえ、空間やメディアを有効活用し、魅力ある「社会交流空間」の創造を事業として、創業以来発展を続けてまいりました。

現在では、百貨店・ショッピングセンター、各種専門店、博覧会や各種イベント、オフィス、ホテル、アミューズメント施設等を対象とした「商業その他施設事業」、ファストファッション店舗、ファストフード店舗、コンビニエンスストア等の全国にチェーン展開を行っている店舗施設を対象とした「チェーンストア事業」、博物館、美術館、企業ミュージアム等を対象とした「文化施設事業」、以上3つの事業分野においてディスプレイ業を展開しております。

さらに、商業施設の運営・管理等、ディスプレイ業に関連した事業を展開しており、あらゆる分野の空間づくりにおける調査・企画から設計、施工、運営・管理まで事業領域を拡大しております。

当社グループは、事業領域を拡大する過程において、上記に掲げる事業分野の調査、研究、企画、設計、施工、監理およびこれらに関連する事業活動に関する経営ノウハウを着実に積み重ね、「空間づくりの問題解決力、実現力」を向上させるとともに、株主や従業員、さらには委託先、取引先などの各ステークホルダーとの間に、長期にわたり強固な信頼関係を構築してまいりました。

これら「空間づくりの問題解決力、実現力」および「各ステークホルダーとの強固な信頼関係」は、当社グループの中長期的な成長を支える基盤であり、まさに企業価値を生み出す源泉であると考えております。

当社取締役会としましては、当社が上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は最終的には株主の多数意見によって決定されるべきものと認識しており、会社の経営権の異動を伴うような提案をただちに否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為などを実施する者の中には、当社グループの事業特性を十分に把握せず、上記に掲げる企業価値を生み出す源泉となる部分を軽視し、中長期的に見て当社グループの企業価値を毀損するおそれのある提案がなされる場合も想定されます。

当社取締役会は、株主共同の利益および中長期的な企業価値を保全する観点から、このような提案を行う者は当社の経営を支配する者として不適当であると認識しており、当該提案を受けた場合、適宜適切な対応を行ってまいり所存です。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

### ① 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは「こころを動かす空間創造のプロフェッショナルであり続ける」こと、「お客さまとともに、社員とともに、社会とともに、成長する」ことを経営ビジョンに掲げ、このビジョンに沿って、多様なニーズや市場・社会の変化に対応しつつ、自らが成長・変革し続けるよう、コアコンピタンスである「空間づくりの問題解決力、実現力」に磨きをかけるとともに、新たな成長分野への事業展開を推進してまいりました。

今後は中期経営計画（2019年1月期～2021年1月期）に基づき、引き続き、デザイン力の向上、生産基盤の強化、先端コンテンツ応用演出の強化、安全・高品質の追求、働き方の変革および生産性の向上、以上5つのテーマに取り組んでまいります。

当社グループとしましては、上記、中期経営計画に基づいた改革を実行し、当社グループの総合的な競争力の強化に努めることが、企業価値を向上させるうえで重要なものと考えております。

また、当社グループが持続的な成長を続けるためには、さまざまなステークホルダーから信頼・理解をいただくことが必要と認識し、ISO14001の実践による環境負荷の低減やユニヴァーサルデザインへの取組み、プライバシーマーク制度に基づく個人情報保護体制の構築など、適正かつ適法に事業活動を展開するための体制の整備に取り組んでおります。

### ② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、当社グループの企業価値の向上を使命と認識し、その実現に向けてコーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要な経営課題の一つであるととらえております。

また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。
- (ii) 各ステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働いたします。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保いたします。
- (iv) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性を確保するため、自己規律が働く仕組みを構築いたします。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

なお、企業統治の体制の概要については次のとおりであります。

当社の取締役会は12名の取締役（うち社外取締役3名）により構成され、原則として月1回開催しており、各取締役は取締役会の構成員として迅速かつ的確に意思決定を行っております。業務の執行については、代表取締役社長が、取締役会で決定された経営方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括しております。

取締役の多くは業務の執行も担当しており、その執行状況は、社外取締役を除く全ての取締役が出席する経営会議において情報の共有化が図られ、かつ、取締役会には報告事項として定期的に報告され、客観的な立場から経営に対する適切な意見・助言をいただくために選任された3名の社外取締役による取締役会における審議を通して、経営の透明性と客観性の向上を図っております。

また、当社は監査等委員会を設置しており、監査等委員会は4名の取締役（うち社外取締役3名）で構成されており、原則として月1回開催しております。監査等委員である取締役は取締役会への出席の他、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、内部監査部門と連携し、監査の実効性と効率性を高めております。

また、当社は取締役の指名および報酬に関する諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、2017年2月24日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の20%以上の取得行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）への対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2017年4月25日開催の第59回定時株主総会にて承認されました。その概要については、以下のとおりであります。

#### **① 本プラン導入の目的**

本プランは、上記(1)に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものであります。

当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保すること及び大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

## ② 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われるに当たり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保する目的から、当社取締役会が定める大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対抗措置から構成されております。当社取締役会は、大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定め、必要に応じて新株予約権の無償割当て等による対抗措置を決議いたします。

また、当社は、当社取締役会による判断の客観性を担保する観点から、当社と独立した立場にある社外取締役及び社外の有識者で構成される独立委員会を設置することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非を決定するものいたします。

なお、独立委員会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる買付行為に該当するか否かが検討課題となっている場合に対抗措置を発動すべき旨勧告する際、当該対抗措置の発動に関して株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとなっております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に関して、独立委員会があらかじめ対抗措置の発動に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる買付行為に該当するか否かが検討課題となっており、かつ、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとなっております。

## ③ 本プランの適用開始と有効期限について

本プランは、第59回定時株主総会開催日の2017年4月25日より継続されており、有効期限につきましては、第59回定時株主総会終結の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、その後本プランの継続については定時株主総会の承認を得ることとします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合は、その旨を速やかにお知らせいたします。

なお、本プランは、その有効期限が到来していない場合でも、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は取締役会により本プランを廃止する旨が決議された場合には、その時点で廃止されるものとし、また、当社取締役会は、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、随時本プランの見直しを行い、必要に応じて当社株主総会の承認を得たうえで、本プランの修正・変更を行うことがあります。本プランが廃止、修正、変更された場合には、当社取締役会が必要と判断する事項について速やかにお知らせします。

#### (4) 本プランに関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは大規模買付行為が行われるにあたり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報および時間を確保する目的で導入するものであり、また、対抗措置の発動に際しては、経営陣から独立している社外者の判断を最大限尊重し、必要に応じて株主の皆様のご意思を事前に確認することができるようにするなど、判断の客観性ならびに運用の透明性を確保する仕組みとなっております。

よって、当社取締役会は、本プランが上記基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産および増減率等の比率は表示桁未満の端数を四捨五入しております。なお、同記載金額には消費税等を含んでおりません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

第60期（平成30年1月31日現在）

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,203,061</b>
現金預金	11,784,866
受取手形・完成工事未収入金等	9,565,122
有価証券	3,200,899
未成工事支出金等	9,410,931
繰延税金資産	763,598
その他	511,003
貸倒引当金	△33,361
<b>固定資産</b>	<b>8,765,629</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,154,727</b>
建物・構築物	1,017,163
機械・運搬具・工具器具備品	797,098
土地	58,383
減価償却累計額	△717,917
<b>無形固定資産</b>	<b>133,645</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,477,256</b>
投資有価証券	4,060,309
繰延税金資産	6,307
退職給付に係る資産	2,408,146
敷金保証金	823,138
その他	865,233
貸倒引当金	△685,878
<b>資産合計</b>	<b>43,968,690</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>16,901,474</b>
支払手形・工事未払金等	9,322,431
1年内償還予定の社債	500,000
未払法人税等	1,137,357
未成工事受入金	2,814,738
賞与引当金	1,243,475
役員賞与引当金	65,385
完成工事補償引当金	53,905
工事損失引当金	139,551
その他	1,624,628
<b>固定負債</b>	<b>1,556,491</b>
退職給付に係る負債	16,065
役員退職慰労引当金	70,627
繰延税金負債	1,249,027
その他	220,771
<b>負債合計</b>	<b>18,457,965</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>24,120,897</b>
資本金	4,026,750
資本剰余金	4,024,974
利益剰余金	16,147,338
自己株式	△78,165
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,389,827</b>
その他有価証券評価差額金	1,394,503
繰延ヘッジ損益	697
為替換算調整勘定	80,013
退職給付に係る調整累計額	△85,387
<b>純資産合計</b>	<b>25,510,724</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>43,968,690</b>

## 連結損益計算書

第60期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		75,156,626
売上原価		61,791,652
売上総利益		13,364,973
販売費及び一般管理費		8,777,122
<b>営業利益</b>		<b>4,587,851</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	13,145	
受取配当金	50,964	
保険配当金	41,780	
仕入割引	41,513	
受取保険金	26,945	
その他	48,105	222,455
<b>営業外費用</b>		
支払利息	10,471	
支払保証料	8,237	
損害賠償金	24,500	
為替差損	7,770	
固定資産除却損	10,430	
その他	7,584	68,994
<b>経常利益</b>		<b>4,741,313</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	93,541	93,541
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>4,834,854</b>
法人税、住民税及び事業税	1,667,840	
法人税等調整額	△54,323	1,613,517
<b>当期純利益</b>		<b>3,221,337</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>3,221,337</b>

## 連結株主資本等変動計算書

第60期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,026,750	4,024,974	14,224,952	△76,166	22,200,510
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,298,951		△1,298,951
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,221,337		3,221,337
自己株式の取得				△1,998	△1,998
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計			1,922,385	△1,998	1,920,387
当連結会計年度末残高	4,026,750	4,024,974	16,147,338	△78,165	24,120,897

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替 調整	換算 勘定	退職給付に 係る調整累計額	
当連結会計年度期首残高	1,106,851	△455	70,651	△267,317	909,729	23,110,240
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,298,951
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,221,337
自己株式の取得						△1,998
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	287,651	1,152	9,362	181,930	480,097	480,097
連結会計年度中の変動額合計	287,651	1,152	9,362	181,930	480,097	2,400,484
当連結会計年度末残高	1,394,503	697	80,013	△85,387	1,389,827	25,510,724

# 計算書類

## 貸借対照表

第60期（平成30年1月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,534,523</b>
現金預金	10,595,872
受取手形	692,296
完成工事未収入金	8,467,706
有価証券	3,200,899
商品	34,659
未成工事支出金	9,124,693
材料貯蔵品	1,145
短期貸付金	2,372,000
前払費用	229,655
繰延税金資産	669,022
その他	188,479
貸倒引当金	△41,908
<b>固定資産</b>	<b>9,413,365</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>966,186</b>
建物	647,514
車両運搬具	239
工具器具備品	260,048
土地	58,383
<b>無形固定資産</b>	<b>93,862</b>
ソフトウェア	70,990
電話加入権	22,872
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,353,316</b>
投資有価証券	4,028,931
関係会社株式・関係会社出資金	1,154,403
破産更生債権等	171,528
長期前払費用	10,866
前払年金費用	2,392,057
敷金保証金	634,642
その他	220,431
貸倒引当金	△259,546
<b>資産合計</b>	<b>44,947,889</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>19,693,513</b>
支払手形	2,025,890
工事未払金	6,089,286
1年内償還予定の社債	500,000
リース債務	9,476
未払金	215,474
未払費用	632,169
未払法人税等	1,002,899
未払消費税等	479,327
未成工事受入金	2,783,551
預り金	559,564
賞与引当金	1,154,075
役員賞与引当金	52,420
完成工事補償引当金	53,558
工事損失引当金	139,551
ファクタリング未払金	3,996,270
<b>固定負債</b>	<b>1,332,543</b>
リース債務	8,898
繰延税金負債	1,237,161
その他	86,483
<b>負債合計</b>	<b>21,026,056</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>22,532,799</b>
資本金	4,026,750
資本剰余金	4,024,974
資本準備金	4,024,840
その他資本剰余金	134
<b>利益剰余金</b>	<b>14,559,240</b>
利益準備金	302,866
その他利益剰余金	14,256,373
別途積立金	11,500,000
繰越利益剰余金	2,756,373
<b>自己株式</b>	<b>△78,165</b>
評価・換算差額等	1,389,032
その他有価証券評価差額金	1,388,335
繰延ヘッジ損益	697
<b>純資産合計</b>	<b>23,921,832</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>44,947,889</b>

# 損益計算書

第60期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	62,092,019	
設計収入等売上高	9,302,370	71,394,389
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	51,670,891	
設計収入等売上原価	7,854,179	59,525,070
売上総利益		
完成工事総利益	10,421,128	
設計収入等総利益	1,448,190	11,869,318
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>7,723,581</b>
<b>営業利益</b>		<b>4,145,737</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	191,800	
保険配当金	41,000	
その他	77,769	310,569
<b>営業外費用</b>		
支払利息	11,498	
固定資産除却損	8,995	
支払保証料	8,237	
損害賠償金	20,944	
その他	7,061	56,737
<b>経常利益</b>		<b>4,399,569</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	93,541	93,541
<b>特別損失</b>		
関係会社出資金評価損	61,137	61,137
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,431,973</b>
法人税、住民税及び事業税	1,458,880	
法人税等調整額	△55,094	1,403,786
<b>当期純利益</b>		<b>3,028,186</b>

# 株主資本等変動計算書

第60期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当事業年度期首残高	4,026,750	4,024,840	134	4,024,974	302,866	10,000,000	2,527,137	12,830,004
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,298,951	△1,298,951
積立金の積立						1,500,000	△1,500,000	－
当期純利益							3,028,186	3,028,186
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計						1,500,000	229,235	1,729,235
当事業年度末残高	4,026,750	4,024,840	134	4,024,974	302,866	11,500,000	2,756,373	14,559,240

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	△76,166	20,805,562	1,102,293	△455	1,101,838	21,907,401
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,298,951				△1,298,951
積立金の積立		－				－
当期純利益		3,028,186				3,028,186
自己株式の取得	△1,998	△1,998				△1,998
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			286,041	1,152	287,194	287,194
事業年度中の変動額合計	△1,998	1,727,236	286,041	1,152	287,194	2,014,431
当事業年度末残高	△78,165	22,532,799	1,388,335	697	1,389,032	23,921,832

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年3月8日

株式会社 丹青社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中井新太郎®

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村健一®

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丹青社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丹青社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月8日

株式会社 丹青社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中井新太郎®

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉村健一®

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丹青社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月12日

株式会社 丹青社 監査等委員会

常勤監査等委員 河原 秀 司 ㊟

監査等委員 松 崎 也 寸 志 ㊟

監査等委員 山 田 博 重 ㊟

監査等委員 長 谷 川 明 ㊟

(注) 監査等委員松崎也寸志氏、山田博重氏及び長谷川明氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

#### ロイヤルパークホテル3階

東京都中央区日本橋  
蛸殻町2丁目1番1号  
TEL 03(3667)1111



### 交通

- A** 東京メトロ半蔵門線  
「水天宮前駅」  
**4番出口**と直結
- B** 東京メトロ日比谷線  
「人形町駅」  
**A1出口**より徒歩約7分
- C** 都営浅草線  
「人形町駅」  
**A3出口**より徒歩約9分

※駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

